政府統計

サービス産業・非営利団体等調査
（産業連関構造調査）

調査票の記入の手引

【21】郵便・信書便業、通信業、放送業調査票

総　務　省

調査票の記入に当たっては、本冊子を参照してください。

回答方法、回答期日

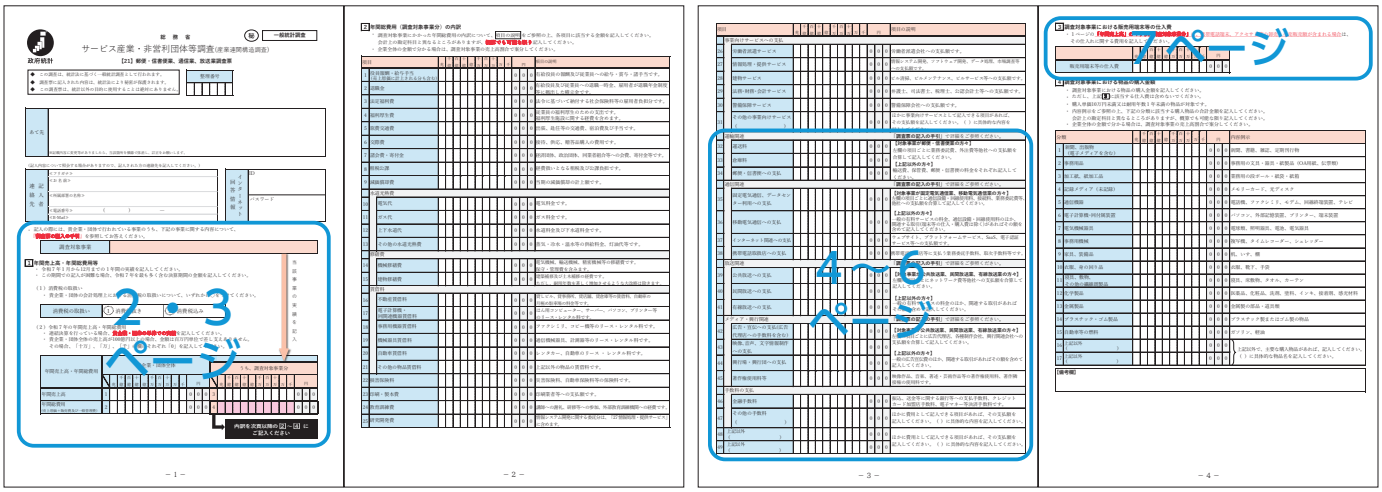
- 調査票は、同封の「調査への協力のお願い（依頼）」に記載されている提出期限までにインターネット又は郵送によりご回答ください。
- インターネットでの回答については、同封の「インターネット回答についてのご案内」をご覧ください。
- 郵送での回答の場合は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れ返送してください。

調査票の記入に当たっての留意事項

- 記入いただいた調査票は、統計以外の目的には使用しませんので、ありのままを記入してください。
- 連結会社を含まない、企業単体について、記入してください。
- 調査票は、黒色のボールペン又は鉛筆ではっきりと記入してください。
 記入した内容を訂正する場合は、二重線で消すなどして訂正してください。

調査票を記入する際に参照するページは、以下のとおりです。

【第１面】　【第２面】　【第３面】　【第４面】



◆ お問い合わせ先については、裏表紙をご覧ください。

1　年間売上高・年間総費用等

- 企業単位の調査になります。連結での金額ではなく、企業単体の金額を記入してください。
- 令和７年１月から12月までの１年間について記入してください。
 ※令和７年１月から12月までの１年間で記入できない場合は、令和７年を最も多く含む決算期間について記入してください。
 ※決算時期の変更などにより、記入できる金額が１年間に満たない場合は、どのくらいの期間（○ケ月間）での金額であるかを第４面の備考欄に記入してください。
- 「損益計算書」等を参考に記入してください。

・記入の際には、貴企業・団体で行われている事業のうち、下記の事業に関する内容について、
『調査票の記入の手引』を参照してお答えください。

調査対象事業	

1 年間売上高・年間総費用等

・令和７年１月から12月までの１年間の実績を記入してください。
・この期間での記入が困難な場合、令和７年を最も多く含む決算期間の金額を記入してください。

（１）消費税の取扱い
・貴企業・団体の会計処理上における消費税の取扱いについて、いずれかに○をつけてください。

消費税の取扱い	① 消費税抜き	② 消費税込み

（２）令和７年の年間売上高・年間総費用
・連結決算を行っている場合、**貴企業・団体の単体での実績**を記入してください。
・貴企業・団体全体の売上高が100億円以上の場合、金額は百万円単位で差し支えありません。
その場合、「十万」、「万」、「千」の欄にそれぞれ「0」を記入してください。

当該事業の実績を記入

年間売上高・年間総費用		貴企業・団体全体 兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	円	うち、調査対象事業分	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	円	
年間売上高	1										0	0	0	3									0	0	0
年間総費用（売上原価＋販売費及び一般管理費）	2										0	0	0	4									0	0	0

内訳を次頁以降の 2 ～ 4 にご記入ください

令和７年の年間売上高・年間総費用

- 営業外収益・営業外費用や特別利益・特別損失の記入は不要です。

調査対象事業の範囲について

- 調査票１ページで指定している「調査対象事業」の分類及び範囲は、下表のとおりです。
- 指定された調査対象事業の種類に対応する「事業の範囲」を参照し、該当範囲の売上高と費用を記入してください。

事業の種類	事業の範囲
郵便・信書便業	郵便物、信書便物、郵便切手類、印紙の取扱 **※銀行窓口業務及び保険窓口業務は含みません**
固定電気通信業	• 固定回線による音声・データ伝送サービス（インターネット接続を含む） • 事業者向けネットワーク・専用サービス • 固定電気通信設備の接続・共用サービス • 固定電気通信サービスの卸 • インターネット・エクスチェンジ（ＩＸ） • サーバーハウジングサービス、インターネットデータセンター • サーバーホスティングサービス、IaaS、PaaS
移動電気通信業	• モバイル回線による音声・データ伝送サービス（インターネット接続を含む） • 移動電気通信設備の接続・共用サービス • 移動電気通信サービスの卸
電気通信に附帯するサービス業	• 携帯電話ショップにおける業務受託 • 空港無線電話業務受託 • MCA 無線サービス
公共放送業	公共放送
民間放送業	• テレビジョン放送（衛星放送含む） • ラジオ放送（衛星放送含む）
有線放送業	• 有線テレビジョン放送 • 有線ラジオ放送

2　年間総費用（調査対象事業分）の内訳

- 調査票３ページの項目の内容について解説します。
- 調査対象事業により説明を分けている項目については、調査票１ページの「調査対象事業」に指定された事業に応じた説明をご参照ください。

■　運輸関連

項目名	解説
運送料	**■　「調査対象事業」が「郵便・信書便業」の場合** • 郵便・信書便以外の輸送業務を他の企業等に委託、下請け等の形式で発注した経費が該当します。
	■　「調査対象事業」が上記以外の場合 • 物品の輸送費が該当します。
倉庫料	他社保有の倉庫を利用した保管委託等への支払が該当します。
郵便・信書便への支払	**■　「調査対象事業」が「郵便・信書便業」の場合** • 郵便・信書便の業務を他の企業に委託、下請け等の形式で発注した経費が該当します。
	■　「調査対象事業」が上記以外の場合 • 郵便・信書便代が該当します。

2　年間総費用（調査対象事業分）の内訳

■　通信関連

項目名	解説
固定電気通信、データセンター利用への支払	• 次のようなサービスへの支払が該当します。 – 固定回線による音声・データ伝送サービス（インターネット接続を含む） – IP-VPN サービス等の事業者向けネットワークサービス、専用サービス – 固定電気通信設備の接続、共用サービス – 固定電気通信サービスの卸 – サーバーハウジングサービス – サーバーホスティングサービス、IaaS、PaaS – インターネット・エクスチェンジ（ＩＸ）によるサービス • また、自社の業務に関する他社の固定電気通信設備・回線の使用料、固定電気通信に関する業務委託費等の支払も該当します。
移動電気通信への支払	• 次のようなサービスへの支払が該当します。 – モバイル回線による音声・データ伝送サービス（インターネット接続を含む） – 移動電気通信設備の接続、共用サービス – 移動電気通信サービスの卸 • また、自社の業務に関する他社の移動電気通信設備・回線の使用料、移動電気通信に関する業務委託費等の支払も該当します。
インターネット関連への支払	• インターネットを通じた次のようなサービスへの支払が該当します。ただし、広告料は調査票３ページの「42 広告・宣伝への支払（広告代理店への手数料を含む）」に含めます。 – ウェブ情報検索サイト、ポータルサイト – マッチングプラットフォーム – デジタルコンテンツ配信プラットフォーム – SaaS、ASP – 電子認証サービス – 情報ネットワーク・セキュリティ・サービス • ホームページやアプリケーションソフトの「制作」への支払は調査票３ページの「27 情報処理・提供サービス」に含めます。
携帯電話取扱店への支払	**■　「調査対象事業」が「固定電気通信業」、「移動電気通信業」の場合** • 携帯電話取扱店等に支払う契約取次手数料、業務委託手数料等が該当します。
	■　「調査対象事業」が「電気通信に附帯するサービス業」の場合 • 同業他社に委託、下請け等の形式で発注した経費、自社サービスの契約代理店に支払った手数料が該当します。
	■　「調査対象事業」が上記以外の場合 • MCA 無線サービスへの支払があれば該当します。 • 携帯電話機の購入代金は調査票４ページの「5 通信機器」に含めます。

2　年間総費用（調査対象事業分）の内訳

■　放送関連

項目名	解説
公共放送への支払	• NHK 受信料が該当します。
民間放送への支払	■ **「調査対象事業」が「民間放送業」、「有線放送業」の場合** • 「ネットワーク費」等、自社の業務に関する他の民間放送事業者への支払を含めてください。 • また、契約する一般のテレビ・ラジオの有料サービスへの支払（受信料・視聴料）も含めてください。
	■ **「調査対象事業」が上記以外の場合** • 契約しているテレビ・ラジオの有料サービスへの支払（受信料・視聴料）が該当します。 • これ以外にも民間放送事業者への支払があれば、その額も含めてください。
有線放送への支払	• 契約しているテレビ・ラジオの有料サービスへの支払（受信料・視聴料）が該当します。 • これ以外にも有線放送事業者への支払があれば、その額も含めてください。

■　メディア・興行関連

項目名	解説
広告・宣伝への支払 （広告代理店への手数料を含む）	• **広告代理店、広告会社への支払がすべて該当します。** • **広告枠販売に関する手数料も該当します。** • また、テレビ、ラジオ、インターネット、新聞、雑誌、交通その他の自社の広告宣伝への支払も該当します。
映像、音声、文字情報制作への支払	■ **「調査対象事業」が「公共放送業」、「民間放送業」、「有線放送業」の場合** • **外部に委託した**番組及びCMの制作、出版物の制作に関する費用の支払が該当します。
	■ **「調査対象事業」が上記以外の場合** • 映像や音声の情報の制作、出版物や刊行物の制作、広報・広告物の制作等への支払が該当します。
興行場・興行団への支払	■ **「調査対象事業」が「公共放送業」、「民間放送業」、「有線放送業」の場合** • **自社制作の**番組に関するタレントや芸能プロダクション、劇団、楽団、演芸・スポーツ等興行団への支払、劇場、演芸場、コンサート会場、スポーツ会場への支払が該当します。
	■ **「調査対象事業」が上記以外の場合** • イベント開催によるタレントや芸能プロダクションへの支払、コンサートや演劇、演芸の開催による興行関係者への支払が該当します。
著作権使用料等	映像作品、音楽、著述・芸術作品等の著作物の使用料、著作隣接権に関する支払が該当します。

3　調査対象事業における販売用端末等の仕入費

- 調査票１ページの令和７年「年間売上高」の「うち、調査対象事業分」に、携帯電話端末やそのアクセサリ等の販売額が含まれている場合、それらの仕入れ額をこの欄に記入してください。
- **含まれていない場合は記入の必要はありません。**

3 調査対象事業における販売用端末等の仕入費

・１ページの**「年間売上高」の「うち、調査対象事業分」**に、携帯電話端末、アクセサリ等の卸売・小売販売額が含まれる場合は、その仕入れに関する費用を記入してください。

	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	円		
販売用端末等の仕入費											0	0	0

調査票へのご記入ありがとうございました。

調査票を提出する前に、記入漏れや記入誤りがないか、
最後にもう一度、ご確認ください。

お問い合わせ先

サービス産業・非営利団体等調査（産業連関構造調査）
実施事務局

＜コールセンター＞

0120－969－600（通話料無料）

IP 電話などフリーダイヤルに接続できない場合

03－5654－5747（有料）

＜受付時間＞　平日（土・日・祝日・年末年始を除く）９：00～18：00

※お問い合わせの際は、おかけ間違いのないようお願いいたします。

＜メールアドレス＞　sangyo@surece.co.jp

総務省
サービス産業・非営利団体等調査（産業連関構造調査）関連ページ

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/data/io/service2025.html